

～生活保護に関してお困りの方へ～

日本弁護士連合会・各弁護士会による

全国一斉

生活保護 ホットライン

相談料
無料

生活に困っている方々の相談をお受けし、
生活保護の現場で何が起きているかを明らかにするために、
全国一斉電話相談を実施します。

● 例えば、こんな相談に弁護士が直接おこたえします。

- ・ 申請書がもらえない。
- ・ 次の理由により申請が受け付けられない。
住所不定（ホームレス）、所持金がある、借金がある、家賃が高すぎる、
持ち家がある、自動車がある、自営業をしている、65歳までは働ける、
別の制度（生活困窮者自立支援制度）が利用できる
- ・ 役所（福祉事務所）から次のように言われた。
「保護費を返してください」
「辞退届を書いてください」
- ・ 保護費を“天引き”されている。
- ・ 保護費が下がって、生活していけない。

2021年12月9日(木)

10:00～15:00



089-941-6289

<問合せ先>愛媛弁護士会 ☎089-941-6279 (9:00～12:00、13:00～17:00)
実施案内は日弁連ホームページに掲載しています。

※電話料金は相談者のご負担です。 ※当日のみの直通です。 ※面談相談はできません。

回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。